

# 人権の広場



11月12日～25日は  
女性に対する暴力を  
なくす運動期間

11月25日は女性に対する  
暴力撤廃国際日

「で、この運動の趣旨への賛同を表明することができ、暴力の下に身を置いている人々に対して「あなたは一人ではないよ!」と励ますメッセージにもなります。」

## 「パープルリボンツリーに

あなたもリボンを!

いずみさの女性センターでは、パープルリボン運動として市関係施設などにツリーを設置します。賛同いただける人はぜひこのツリーにリボンをお付けください。



▲パープルリボン

## 「一人で悩まないで!」

女性センターでは、毎週水曜日(第5週、祝日除く)に女性のための電話相談を行っています。安心して相談してください。

**専用ダイヤル** ☎469・7402  
**時間** 午前10時～正午、午後1時～3時

※秘密厳守、相談無料(通話料のみ本人負担)

## 問合先 人権推進課

女性に対する暴力をなくす運動期間事業として11月の第5週目の30日㈫に「女性のための特設電話相談」を開催します。相談時間と専用ダイヤルは毎週水曜日に行っている女性のための電話相談と同じです。

## 全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、専用相談電話「女性の権利ホットライン」を開設し、人権相談活動を行っています。

この活動を強化するため、強化週間を次のとおり実施し、平日の相談時間を延長するとともに、土・日曜日、祝日にも相談に応じます。

## 「女性の権利ホットライン」

**電話番号** ☎0570・070・810 (ゼロナナゼロのハートライン)

**実施期間** 11月18日(金)～24日(木)

**時間** 午前8時30分～午後7時

※11月19日(土)・20日(日)・23日(祝)は午前10時～午後5時

## 相談内容 夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性の権利問題

問合先 人権推進課

※相談無料、秘密厳守

## あいあい講座

いろいろな人権の知識を増やすことが人権尊重のスキルアップにつながります。連続講座ですが、興味のある回だけの受講も可能です。気軽に参加してください。

**【どもった話し方(吃音)のある子どもに正しくかかわっていますか? ~周りの理解と啓発-他者理解と自己理解~】**

**日時** 11月4日(金) 午後6時30分～8時  
**講師** 堅田利明さん(関西外国語大学准教授)

**【僕は絵本の中で初めて出会った ~絵本の取材で見た食肉業と差別~】**

**日時** 11月16日(水) 午後6時30分～8時  
**講師** 中川洋典さん(絵本作家)

**【夜間中学校について】**

**日時** 11月29日(火) 午後6時30分～8時  
**講師** 本道篤志(教育総務課 夜間中学校担当参事)

いずれも

**場所** レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター

**定員** 30人(先着順)

**共催** 泉佐野市人権を守る市民の会

**申込・問合先** 住所、氏名、電話番号、希望の講座を記入しFAX、eメール(jinken@city.izumisano.lg.jp) または電話で人権推進課へ

※手話通訳希望者は開催日の10日前までに申し込んでください。例年、実施しているフィールドワークは新型コロナウイルス感染拡大防止のため今年度は中止します。





▲アドボカシーセンター  
イメージキャラクター

11月25日～12月1日は

**犯罪被害者週間**

大阪府公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンターでは、事件・事故の被害にあわれた人への相談、付添いなどの支援を行っています。

①相談電話：☎06・6774・6365（月～金曜日〔祝日、年末年始除く〕の午前10時～午後4時）

②全国共通ナビダイヤル：☎0570・783・554（年末年始除く午前7時30分～午後10時、①の相談電話が稼働中は①に自動的につながります）

●ホームページ：http://www.ovsac.jp/

問合せ 人権推進課

※相談・支援無料、秘密厳守

ヘイトスピーチゆるさへん！  
1月は啓発推進月間

**「大阪府ヘイトスピーチ**

**解消推進条例」**

人種または民族を理由とする不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為です。

大阪府では、ヘイトスピーチを禁止し、「ヘイトスピーチを許さない」という共通認識を社会に根付かせることを主たる目的として、令和元年11月1日、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例（大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例）」を施行しました。

条例の趣旨を理解し、全ての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあつて共生する社会を築きましょう。

問合せ 府人権局 人権擁護課  
人権・同和企画グループ（☎06・6210・9282 Fax 06・6210・9286）



**「置き配」でのトラブルに注意**

**【事例1】**

通販サイトに本などを注文した。数日前、置き配での配達完了メールが来たが、商品は届いていない。添付されていた玄関の写真も我が家のものではなかった。（70歳代女性）

**【事例2】**

ネット通販でCDを注文した。置き配を希望したつもりはないが、玄関前に置かれたようで、

配達された写真をサイトで確認した。しかし、数時間放置されていたため盗まれたようで、商品を受け取っていない。（70歳代男性）

**【ワンポイントアドバイス】**

●玄関先などの指定した場所に置くことで配達を完了する「置き配」は、ネット通販を中心に、急速に普及していますが、誤配、盗難などのリスクもあります。メリットとデメリットを理解して利用しましょう

●ネット通販で商品を注文する際に、初期設定が置き配になっている場合があります。意図せず置き配を選択していないか、注文前に確認しましょう

●置き配を利用する場合は、注文前に利用規約をよく読み、誤配、盗難などのリスクを理解し、トラブルの際の補償、連絡先を把握しておきましょう

●宅配業者からの配達完了通知などで到着を確認したら、早めに引き取り、置き配用の宅配ボックスや宅配バッグなどを利用しましょう

参考…（独）国民生活センター「見守り新鮮情報 第422号」

困った時は、消費生活センターにご相談ください。



▶イラスト：黒崎 玄